

第9次京都府交通安全計画（概要）

■計画策定の経過

府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基き策定した現行計画の計画期間（平成18年度～22年度）が終了するのに伴い、策定する。

■計画の策定主体

京都府交通安全対策会議（会長（知事）、教育・警察ほか関係行政機関の長等計20名で構成）

■計画の期間

平成23年度から平成27年度

■計画の目標

<道路交通の安全>

平成27年までに年間の24時間死者数を61人以下（基準年21年（101人）比61.1%）

現行計画：100人以下、平成22年：96人

平成27年までに年間の死傷者数を14,000人以下（基準年21年（18,073人）比76.5%）

現行計画：20,000人以下、平成22年：17,910人

※中央交通安全対策会議策定の交通安全基本計画（平成23年度～平成27年度）の数値目標の削減率に準じて、上記目標を設定

■計画の視点

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 生活道路及び幹線道路における安全確保

■重点対策

- 1 高齢者対策
 - (1) 運転免許自主返納及び公共交通機関利用促進へのサポート
 - (2) 高齢者が安心して歩行できる道路環境等の整備促進
- 2 自転車対策
 - (1) 自転車通行環境整備モデル地区等における総合的な交通安全対策の実施
 - (2) 自転車運転時の遵守事項の徹底及び自転車同乗幼児のヘルメット着用促進

■主な新規施策

- 1 道路交通環境の整備
 - 生活道路における最高速度原則 30km/h 規制の実施
 - 乱横断防止のための注意啓発表示板の設置等による高齢歩行者の安全確保
 - 連絡調整会議の設置による自転車道等の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - 府民協働防犯ステーション、京都府地域の安心・安全サポート事業所の運用、ヒヤリ・ハット情報の共有化等による住民・行政一体の安心・安全なまちづくりの推進
 - 歩行シミュレーター・自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育の実施
- 3 安全運転の確保
 - 「運転免許自主返納サポート協議会（仮称）」を設置し、運転免許証自主返納者に対する特典制度の創設
 - 講習予備検査（認知機能検査）に基づくきめ細かな高齢者講習の実施
 - ドライブレコーダー等の普及促進と交通安全教育、安全運転管理への活用
- 4 救助・救急活動の充実
 - 関西広域連合によるドクターヘリ事業の運用
- 5 調査研究の充実
 - 交通事故原因の徹底研究等のため、京都府警察、道路管理者及び交通政策研究者などと連携して研究チームを結成